

## ✚ 貨物概要

ポリエチレン製ストリップを挿入したタフト織物の人工芝

性 状：基布にストリップをタフトし、裏面にラテックスを塗布したもの

材 質：（基布）ポリプロピレン製織物

（ストリップ）ポリエチレン（見掛け幅 3mm）

（ラテックス）スチレンブタジエンゴム

用 途：庭園等に敷いて使用

サイズ：1m×10m

包 装：ロール状にし、プラスチック袋に個包装



## ✚ 分類

関税率表第 5703.31 号（統計番号 5703.31-000）の人工芝

## ✚ 分類理由

本品は、ポリプロピレン製織物の基布にポリエチレン製ストリップをタフトしたものであり、芝を模した床用敷物と認められることから、関税率表第 57 類注 1 及び同表第 57.03 項の規定並びに同表解説第 57.03 項の記載により、人工芝として上記のとおり分類されます。



## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全 部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望 される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）